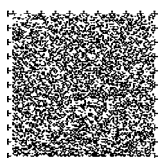


就労支援

1 職業相談・職業紹介、職業リハビリテーション

職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターでは、障がいのある方の就労のために、以下のサービスを行っています。

項 目	内 容	お問い合わせ
職業相談・職業紹介	職業相談・職業紹介 専門の職員・職業相談員が、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介を実施しています。	各公共職業安定所（ハローワーク） （※ 92 ページの7を参照）
	公共職業訓練 必要な技術を修得することによって就職を容易にすることを目的とした訓練で、主として障害者職業能力開発校で行っています。	
	職業相談就職支援 就職に向けた準備の進め方や、自分に合った働き方、仕事を長く続けるための方法、職場での人間関係の築き方などについての具体的な取り組み内容や支援内容を一緒に検討します。	
職業リハビリテーション	職業準備支援 一般企業で長く働き続けることを目標に、基本的な労働習慣やコミュニケーションスキル、ストレス対処等のセルフケアスキルの習得、軽作業を通じた特性の整理に取り組み、自分に合った働き方を検討します。発達障害、精神障害、高次脳機能障害等、一人ひとりの障害の状況や希望に応じて個別に支援計画を作成し、就職に向けて支援を行います。標準的な利用期間は2～3カ月程度です。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 北海道障害者職業センター （北区北 24 条西 5 丁目 札幌サンプラザ内 ☎ 747-8231）
	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業 就職又は職場適応に課題のある障がいのある方の雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障がいのある方及び事業主に対して雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行います。職場内にナチュラルサポート体制（社内で障がいのある方を支援できる体制）を構築することを目指します。	
	職場復帰（リワーク）支援 うつ病などのメンタル疾患により休職中の方が円滑に職場復帰し、健康的に働き続けることを目標に、主治医と連携しながら生活リズムづくり、ストレス対処等のセルフケアスキルや自分も他人も大切にするコミュニケーションスキルの習得、軽作業を通じた業務遂行力の回復に取り組みます。職場に対しては、休職者の受け入れ体制づくりや雇用管理に関する相談や情報提供を行います。	



2 障がい者協働事業運営費の補助

障がいのある方もない方も対等な立場でともに働ける職場形態の構築を進め、障がいのある方の就労の促進ならびに社会的、経済的な自立を図ることを目的として行われる事業を「障がい者協働事業」として位置付けて、その運営費の一部の助成を行っています。

◇障がい保健福祉部障がい福祉課（中央区北1条西2丁目 市本庁舎内
☎ 211-2936）

3 障がい者元気スキルアップ事業

市内にお住まいの障がいのある方の雇用の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある方、障がい福祉サービス事業所、民間企業に対して研修を行っています。また、職場実習や障がい者雇用を進める企業開拓等を行い、障がい者雇用の充実を図ります。研修費用は無料です。

◇キャリアバンク株式会社 元気スキルアップ事業事務局
（中央区北5条西5丁目 sapporo55 ☎ 251-0130）

4 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動のほか、就労に向けた訓練や、地域社会との交流など、様々な活動の場を提供しています（活動内容は、施設によって異なります）。

対象者 原則として市内に居住する15歳以上の在宅の身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方（中学校、高等学校及び特別支援学校等へ通学している者を除く。）

利用料等 サービス提供に係る利用料、食費・光熱水費などの実費（施設によって異なります。）

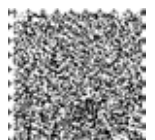
◇各地域活動支援センター

5 障がい者地域共同作業所

創作的活動や社会参加のための活動の場を提供するとともに、重度の障がいのある方に対しては、日常生活上の支援などを行います（活動内容は施設によって異なります）。

利用料等 食費・光熱水費などの実費（施設によって異なります。）

◇各障がい者地域共同作業所



6 障がい者施設等で作られた製品の販売所（元気ショップいこ～る・元気ショップ）

市内や道内の障がい者施設等で製作された製品を販売する店舗です。

◇元気ショップいこ～る（市内・道内の製品）

（北区北6条西4丁目 JR札幌駅西コンコース「食と観光」情報館内 ☎ 213-5063）

◇元気ショップ（市内・市内近郊の製品）

（中央区大通西3丁目 地下鉄南北線大通駅コンコース ☎ 210-1147）

7 シュリーの店

作業能力がありながら、身体に障がいがあるため一般企業への就職が困難な方に、職場を提供し、自立更生を図っています。

経営 一般財団法人さっぽろシュリー（☎ 611-4771）

業種 くつ・かさの修理、合鍵製作、くつ用品の販売、研磨など

◇市内に6か所

8 重度障がい者等就労支援事業

民間企業や自営業等で働く重度障がい者のある方を対象に、通勤時や職場等において重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施します。

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

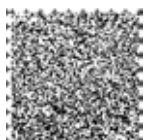
（中央区北1条西2丁目 市本庁舎3階南 ☎ 211-2936）

9 障がい者 DX リスキリング事業

地域の障がい者DX人材の育成体制を構築することを目的として、札幌市内の一般企業に在籍する障がい者従業員を対象に、高度なICTスキルを身につけるための講座を実施します。

◇札幌市障がい者DXリスキリング事業事務局（特非）札幌チャレンジド内

（北区北7条西6丁目 北苑ビル2階 ☎ 769-0841 FAX769-0842）



10 事業主への雇用助成措置

項 目	内 容	お問い合わせ
障害者法定雇用率の設定	法律によって事業主に対し、障がいのある方を一定率以上雇用する義務が課せられています。 国・地方公共団体等：2.8%（都道府県等の教育委員会は2.7%） 民間企業：2.5%	各公共職業安定所（ハローワーク） （※ 92 ページの7を参照）
障害者雇用納付金の申告納付	常時雇用している労働者数が100人を超える事業主に障害者雇用納付金の申告納付が義務付けられています。なお、納付金額が0円となる事業主も申告が必要となります。	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構 北海道支部 高齢・障害者業務課 （西区二十四軒4条1丁目4番1号 ポリテクセンター北海道内 ☎ 622-3351）
障害者雇用調整金の支給	法定雇用率を超えて障がいのある方を雇用する常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象となります。	
報奨金の支給	一定数を超えて障がいのある方を雇用する常時雇用している労働者数が100人以下の事業主が対象となります。	
在宅就業障害者特例調整金の支給	在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った障害者雇用納付金申告事業主が対象となります。	
在宅就業障害者特例報奨金の支給	在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った報奨金支給申請事業主が対象となります。	
特例給付金	週所定労働時間が10時間以上20時間未満である障害者を雇用する事業主が対象となります。	
障害者雇用納付金制度に基づく助成金等	①障害者作業施設設置等助成金 ②障害者福祉施設設置等助成金 ③障害者介助等助成金 ④重度障害者等通勤対策助成金 ⑤重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ⑥職場適応援助者助成金 ⑦障害者雇用相談援助助成金 ⑧障害者能力開発助成金 ⑨障害者職場実習等支援事業	北海道労働局 職業対策課分室 （☎ 011-738-1056）
その他の助成金等	①特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース） ②トライアル雇用助成金	
税制上の優遇措置	障がいのある方を多数雇用する事業所で、一定の要件に該当する場合は、不動産取得税・固定資産税・事業所税などの優遇措置があります。	不動産取得税 札幌道税事務所 税務管理部 （☎ 281-7862）
		固定資産税 事業所税 各市税事務所 （※ 91 ページの4を参照）

